

大和市妊婦支援給付金事務取扱規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 3 8 号

大和市妊婦支援給付金事務取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 の規定による妊婦支援給付金（以下「妊婦支援給付金」という。）の給付等に関して、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(支給対象者等)

第 3 条 妊婦支援給付金の対象となる者は、次項に規定する妊婦給付認定の申請をする日又は第 3 項の規定による届出をする日において、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている妊婦（病院、診療所又は助産所において胎児の心拍が確認された者に限る。以下同じ。）とする。

2 妊婦支援給付金のうち 5 万円は、本市から妊婦給付認定を受けた者に対して給付する。

3 妊婦支援給付金のうち法第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定により算定した額から 5 万円を控除した額は、前項に規定する者のうち、本市に対し法第 1 0 条の 1 3 第 1 項の規定による届出をしたものに対して給付する。

(妊婦給付認定の申請)

第 4 条 子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 1 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書は、大和市妊婦給付認定申請書とする。

2 市長は、法第 1 0 条の 9 第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは大和市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書により、受給資格がないものと認めたとき（当該申請の不備等の補正が完了する前に当該申請者が市外へ転出したときを含む。）は大和市妊婦給付認定申請却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第 5 条 法第 1 0 条の 1 3 第 1 項の規定による届出は、大和市胎児の数の届出書によって行うものとする。

2 市長は、前項の規定による届出により妊婦支援給付金の額を認定したときは、大和市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書により、当該届出を行った者に通知するものとする。

(支払方法)

第6条 妊婦支援給付金の支払は、当該妊婦給付認定者の申請に基づく金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、当該妊婦給付認定者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

(妊婦給付認定の取消し)

第7条 市長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定を取り消したときは、大和市妊婦給付認定取消通知書により当該妊婦給付認定者に通知するものとする。ただし、当該妊婦給付認定者に係る住民基本台帳法第24条の規定による転出の届出が本市になされた場合であって、あらかじめ当該妊婦給付認定者に対して本市から転出した場合には妊婦給付認定を取り消す旨を通知しているときは、この限りでない。

(返還)

第8条 市長は、法第10条の4第1項の規定による徴収を決定したときは、大和市妊婦支援給付金取消通知書兼返還請求書により当該妊婦給付認定者に通知するものとする。

(様式)

第9条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、施行日以後において妊婦である者に適用する。ただし、当該妊婦が当該妊娠について、妊婦支援給付金と趣旨を同じくするものの支給を受けた場合にあっては、当該支給を受けたものに相当する妊婦支援給付金の支給を受けることができない。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市妊婦給付認定申請書	第4条
第2号様式	大和市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書	第4条及び第5条
第3号様式	大和市妊婦給付認定申請却下通知書	第4条
第4号様式	大和市胎児の数の届出書	第5条
第5号様式	大和市妊婦給付認定取消通知書	第7条
第6号様式	大和市妊婦支援給付金取消通知書兼返還請求書	第8条